

事務事業(主要検討事業)

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
1	(財)大阪府人権協会補助金	<p>1 見直しの考え方 ・運営補助を事業補助に転換し抜本的に見直す。 ・人権協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込んだ上で、事業を効率的・効果的に実施。</p> <p>2 見直し内容 人権相談・自立支援に関わる事業 市町村との役割分担等を踏まえ、より専門的・補完的事業に重点化。 人材育成、啓発に関わる事業 協会の有する専門性等が発揮される事業に特化 地域啓発交流支援事業は、平成20年度に廃止し、21年度に市町村人権協会等が実施する交流事業への助成から、公募によるモデル事業に対する助成に転換。 同協会の自立化と組織のスリム化 府派遣職員3名の引き上げ(平成20年度末) プロパー職員の人件費補助も平成22年度末までに段階的に廃止。</p>	平成20年8月	<p>(人権相談・自立支援に関わる事業)</p> <p>20年8月～ 専門的・補完的事業を実施 実施済</p> <p>(人材育成、啓発に関わる事業)</p> <p>20年度～ 専門性が発揮される事業に特化 21年度～ 公募によるモデル事業「コミュニティづくり協働支援事業」を実施</p> <p>(協会の自立化と組織のスリム化)</p> <p>20年度末 府派遣職員3名引き上げ 実施済</p> <p>20年度 プロパー職員人件費補助廃止を決定</p> <p>22年度末まで プロパー職員人件費補助廃止を実施予定</p>	<p>20年度 58</p> <p>21年度 103</p> <p>22年度 103</p>	政策企画部 人権室		
2	人権相談推進事業費補助金	<p>1 見直しの考え方 平成14年度に3年間のモデル事業として制度導入したものであり、既に6年を経過しているが、相談件数に対する補助コストが極めて高く(約2.4万円/件)になっており、廃止。 (コストは、H20通年見込額を相談件数で除したもの)</p> <p>2 見直し内容 本補助金としては廃止し、他の市町村に対する相談事業補助金と併せて交付金制度を創設。</p>	平成20年8月	<p>20年9月 人権相談をはじめとする4つの相談事業について、個々の相談事業としては廃止し、市町村が地域の実情と住民ニーズに沿った取組ができるよう交付金化 20年12月 次年度以降の同交付金制度のあり方等について市町村に説明 実施済</p>	<p>20年度 56</p> <p>21年度 56</p> <p>22年度 56</p>	政策企画部 人権室 総務部 地域主権PT		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
3	市町村振興補助金	<p>1 見直しの考え方 補助採択している事業の多くは、市町村が本来自らの責任と財源により実施すべきもの。平成21年度交付金制度の創設とあわせて、広域的自治体として府が果たすべき役割を踏まえ、制度を検討する。</p> <p>2 見直し内容 対象市町村や支援内容等について重点化を図る</p>	平成21年度	<p>20年8月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 再構築内容について検討 対象市町村及び支援内容の重点化 <p>20年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度の事業費(12億円)を市町村に提示 <p>21年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度の市町村説明 <p>21年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度開始 			<p>20年度 0</p> <p>21年度 10</p> <p>22年度 10</p>	総務部 市町村課
4	市町村施設整備資金貸付金	<p>1 見直しの考え方 ・地方財政を取り巻く環境の変化 地方債の協議制移行、資産・債務改革に向けた取組の要請など、当該制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度を再構築。</p> <p>2 見直し内容 市町村の臨時的な財政需要への対応をサポートする制度として再構築。(平成20年度は休止)</p>	平成21年度	<p>20年6月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 再構築内容について検討 対象市町村の重点化 対象事業の精査 今日的課題への対応 <p>20年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度の事業費(20億円)を市町村に提示 <p>21年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度開始 			<p>20年度 3,400</p> <p>21年度 1,400</p> <p>22年度 1,400</p>	総務部 市町村課

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課										
				検討	方針決定等	実施												
5	私学助成(授業料軽減助成)	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府の補助制度は、他府県に比べて極めて高水準にある。 ・補助対象となる生徒の割合は全体の50%近くに及び、所得が高い層について、補助を廃止又は縮減する。 ・これに伴い貸付額の増大が見込まれる育英会制度について、持続可能性の観点から所得要件の見直しを行う。 <p>2 見直し内容</p> <p>授業料軽減制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得区分 年収680万円超の層は補助対象外とする。 ・補助単価 年収430万円以下の世帯については据置き、それを超える所得階層については引き下げる。 <p>見直し後</p> <table border="0"> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td>35万円(据置)</td> </tr> <tr> <td>B 年収 ~ 430万円</td> <td>25万円(据置)</td> </tr> <tr> <td>C 年収 ~ 500万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>D1 年収 ~ 540万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>D2 年収 ~ 680万円</td> <td>6万円</td> </tr> </table> <p>育英会貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得要件 1,100万円 約809万円(旧日育程度) ・所得算定 主たる学資負担者 保護者合算(軽減助成と同じ) ・未償還金の回収に一層努める。 	A 生活保護世帯	35万円(据置)	B 年収 ~ 430万円	25万円(据置)	C 年収 ~ 500万円	15万円	D1 年収 ~ 540万円	10万円	D2 年収 ~ 680万円	6万円	平成21年度入学生から適用	(授業料軽減助成)			20年度 0 21年度 460 22年度 920	生活文化部 私学課
			A 生活保護世帯	35万円(据置)														
B 年収 ~ 430万円	25万円(据置)																	
C 年収 ~ 500万円	15万円																	
D1 年収 ~ 540万円	10万円																	
D2 年収 ~ 680万円	6万円																	
	(育英会貸付金)	<p>20年8月</p> <p>各年収区分の課税標準額を定め、21年度入学生から適用されることをHP等にて公表</p> <p>21年4月～</p> <p>21年度入学生から適用</p>	<p>20年9月</p> <p>所得要件を見直し、21年度募集を実施</p> <p>21年4月～</p> <p>徴収体制を強化(「滞納ゼロ作戦」)</p>															

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
6	私学助成(経常費 (小学校・中学校・ 高等学校・専修学 校))	1 見直しの考え方 公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・ 見直しの一環として、経常費に係る私学助成につ いて、助成単価を引き下げる。 2 見直し内容 ・高等学校・専修学校 従来ルールによる単価× 10% ・小学校・中学校 従来ルールによる単価× 25% 公立学校教育の経費節減等の取組も踏まえ、 原則 10%。但し、小・中学校は義務教育で公立 学校の受け皿があること、高校の標準教育費の 比較において、2～3割の格差があることから 25%。	平成20年度(20年 度単価への改 定、補助単価引き 下げは、暫定予算 期間内は適用せ ず)	20年7月 20年度本格予算で見直し実施 20年9月 授業料値上げの有無についてのアンケート調査を実 施するとともに、生徒の就学機会の確保への配慮を要 請 20年8～11月 各学校への影響等についてヒアリング調整			20年度 2,639 21年度 3,972 22年度 3,972	生活文化部 私学課
7	私学助成(幼稚園 振興助成)	1 見直しの考え方 公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・ 見直しの一環として、経常費に係る助成につ いて、助成単価を引き下げる。 2 見直し内容 平成20年度国標準額× 2.5% 他学種の経常費助成の見直しが 10%以上 であるが、幼稚園については、私立幼稚園の経営 状況、子育て支援の重要性を踏まえ最小限の経 費節減として2.5%に緩和。 3歳児保育料軽減助成については、21年度から 所得制限(年収680万円程度以下)を導入(制度の あり方については、引き続き検討)	平成20年度(20年 度単価への改 定、左記見直しに よる補助単価引き 下げについては、 暫定予算期間内 は適用せず)	(経常費助成等) 20年7月 20年度本格予算で見直し実施 20年9月 予算等の概要及び補助金配分基準改定の検討状 況等について説明会を開催。保育料への転嫁につ いて、慎重な対応を図るよう、要請 (3歳児保育料軽減助成) 20年8月～ ・所得制限導入について方針決定 ・制度のあり方について幼稚園関係者と意見交換 21年4月～ 所得制限を導入			20年度 210 21年度 456 22年度 456	生活文化部 私学課

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
8	私立学校教職員 共済事業補助金	1 見直しの考え方 府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。 2 見直し内容 ～平成19年度まで 8 / 1000 平成20年度 休止 平成21年度以降 4 / 1000 (現時点での全国最低水準の補助率)	平成20年度 (補助率の引き下げについては平成21年度)	(20年度補助金)	見直し案どおり本格予算では措置せず	実施済	20年度 690	生活文化部 私学課
				(21年度補助金)				
				21年4月～ 見直し案どおり実施	22年度 345			
9	私立学校退職金 財団補助金	1 見直しの考え方 府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。 2 見直し内容 ～平成19年度まで 36 / 1000 平成20年度 休止 平成21年度以降 14 / 1000 他府県の補助水準や財団の財政状況等を勘案し具体的な補助水準を決定。 (参考)現時点での全国最低水準 14 / 1000	平成20年度 (補助率の引き下げについては平成21年度)	(20年度補助金)	見直し案どおり本格予算では措置せず	実施済	20年度 1,230	生活文化部 私学課
				(21年度補助金)				
				21年4月～ 見直し案どおり実施	22年度 615			
10	府立大学運営費 交付金	1 見直しの考え方 府の経費削減の取組みを踏まえ、運営費交付金の概ね1割程度を縮減 2 見直し内容 ・運営費交付金について、府の取組みを踏まえ、経費を10%縮減(退職手当は5%)の上算定 平年度ベース 1,131百万円 20年度(退職手当以外を2/3換算) 771百万円 ・中期計画の残期間(平成20～22年度)の縮減額 合計 3,033百万円を毎年均等に縮減(1,011百万円/年) *なお、大学法人の自律化を促す観点から、自主的な取組による増収策や収入増、経費節減により、今回の見直し額を上回って得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。	平成20年度	(20年度交付金)	20年8月～ 見直し案どおり縮減を実施	実施済	20年度 1,011	生活文化部 府民活動推進課
				(21年度交付金)				
				21年4月～ 見直し案どおり縮減を実施	21年度 1,011	22年度 1,011		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課		
				検討	方針決定等	実施				
11	文化関係事業	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの府の文化施策を府が果たすべき役割や事業効果等の観点から総括した上で事業を重点化することにより、今後の文化行政を戦略的に展開 <p>2 見直し内容(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪センチュリー交響楽団に対する補助金“府民が支える楽団”の考え方のもと、会費収入、自主公演収入を十分確保し、自主性が十分高まることを前提に府の運営補助金は大幅に縮減(平成21年度) 府が有する文化施設の抜本的見直し <ul style="list-style-type: none"> 文化情報センター：廃止(平成20年度中)〔事業内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施〕 現代美術センター：廃止(新展開により別途検討) ワッハ上方：府有施設等への移転(平成22年度) 府の役割や事業効果等の観点から、一部の補助金等を廃止、縮小等 <ul style="list-style-type: none"> (例)市町村文化振興支援事業(廃止)、芸術文化振興補助金(重点化、再構築) イベントの事業内容、効果等の再精査 <ul style="list-style-type: none"> (例)大阪文化賞・大阪芸術賞(休止)、大阪21世紀計画事業推進費・水都大阪2009(関係者等と調整中) 	平成20年度から順次実施	(センチュリー交響楽団)			20年度 230 21年度 550 22年度 550	生活文化部 文化・スポーツ振興 室文化課		
				21年4月～	府民や企業の支援を得て、府補助金のみに依存しない自立的経営をめざし、補助金を大幅に削減					
				(文化情報センター)						
				20年度末	施設を廃止。大阪文化再発見事業は、内容を精査の上、文化課事業として実施					
				(現代美術センター)						
				20年度	移転後の機能について検討中	21年度～			移転後の機能について方針決定し、12月から民間事業者が改修工事に着手予定	
				(ワッハ上方)						
				20年6月～	機能のあり方について検討中	21年2月～			移転後の施設・機能のあり方について方針決定	
				(芸術文化振興補助金)						
				20年度	文化を通じた次世代育成に特化					
(大阪文化賞)										
21年4月～	大阪文化賞・大阪芸術賞、大阪文化特別賞・大阪芸術賞特別賞・大阪文化発信賞を「大阪文化賞」として再構築									
(大阪21世紀計画事業推進費)										
20年12月	財団において「(財)大阪21世紀協会 改革プロジェクトチーム」を設置									
21年1月	財団は「自立化」の方向で検討中									

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
12	男女共同参画関係事業	<p>1 見直しの考え方 市町村や民間との役割分担の観点から、事業を精査 ・各種相談や情報ステーション、啓発事業のうち、市町村など他機関での対応や代替が可能と考えられるものについては廃止。 ・DV相談については、現状においては、市町村等での対応が十分ではないため、府の事業として存続。</p> <p>2 見直し内容 (廃止するもの) ・文化表現事業(女性芸術劇場等) ・国際交流事業(海外向け情報誌等) ・NPOとの協催事業等 (縮小、重点化するもの) ・相談事業 他機関で代替可能なものは廃止(法律相談等) ・情報ライブラリー 専門図書等に限定 ・各種講座 課題解決型で実践的活動につながるものに重点化</p>	平成20年度から 順次実施	(文化表現事業等)			20年度 166 21年度 38 22年度 154	生活文化部 男女共同参画課
				20年7月 20年度本格予算で廃止済み		実施済		
				(相談事業)				
				20年8月 法律、からだの相談は20年度本格予算で廃止 21年4月～ 面接、電話相談は、市町村の実施数が少ない夜間及び土日に限定して実施				
				(情報ライブラリー)				
21年4月～ 専門図書等に限定								
(各種講座)								
21年4月～ 課題解決型の講座事業に重点化								

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
13	観光振興事業	<p>1 見直しの考え方 各主体(府・市・民間)の役割分担を整理するとともに、より高い効果が見込める事業に重点化 ・近隣府県等との連携による広域的な取組みの推進 ・教育交流など交流型観光の促進 ・OCTBにおける府・市・民間の共同の取組みの強化</p> <p>2 見直し内容 次の事業は、経費を精査の上存続 ・Web等による観光情報の提供 ・3府県連携トッププロモーション ・交流協定を活かしたミッション派遣 ・教育旅行誘致(学校交流コーディネーターの配置) 府職員派遣の一部見直し</p>	平成20年度から順次実施	(左記の事業)			20年度 87	にぎわい創造部 観光交流局 観光振興課
				20年8月～ 見直し案どおり実施		実施済		
				(左記の事業)			21年度 101	
				20年8月～ 見直し案どおり府派遣職員1名引き上げ		実施済		
14	海外施設運営費・海外施設機能拡充費	<p>1 見直しの考え方 ・府の海外事務所を廃止し、機動性の高いデスク方式へ転換(ただし、上海事務所は、市場としての有望性に鑑み、当面存続) ・IBOの会員向け事業については、統合予定先の(財)大阪産業振興機構の事業への効果的な統合を図る</p> <p>2 見直し内容 海外事務所 カリフォルニアは平成20年度中、ロテルダム、シンガポールは平成21年度中に廃止。 プロモーションデスク 配置効果を検証の上、設置箇所を毎年度決定 IBO国内事業 現時点で統合予定先の(財)大阪産業振興機構の事業では対応できないもの(貿易相談、ビジネスマッチング)は存続し、その他の事業(情報提供、講座など)は廃止・縮減。</p>	平成20年度から順次実施	(海外事務所)			20年度 23	にぎわい創造部 観光交流局 国際経済交流課
				・カリフォルニアは20年度中に廃止 ・ロテルダムは21年8月、シンガポールは21年12月に廃止予定				
				(プロモーションデスク)			21年度 34	
				・各海外事務所の廃止時期に合わせて、北米、欧州、シンガポールのデスクを新規設置 ・オーストラリアのデスクは、20年度末で廃止				
				(IBO国内事業)			22年度 87	
				20年8月～ 見直し案どおり実施		実施済		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの 実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
15	関西国際空港 ゲートウェイ機能 強化促進事業	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年8月に2期事業の限定供用が実現 ・関空会社の有利子負債について、国において抜本的軽減策が講じられるなど、同空港の競争力強化が必要 <p>2 見直し内容</p> <p>国の関西国際空港の事業推進や財務構造の改善等についての基本的な考え方を踏まえ、地元としての関空利用促進への関わり方やその事業内容等について、改めて検討を行う。</p>	平成21年度	<p>20年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の再構築に向けて関係自治体・経済界との間で本格的な協議を開始 ・関係者間にて事業の効果性を高めるため、就航奨励一時金制度の充実等、就航ネットワークの強化に向けて重点的に取り組むことで概ね合意 <p>21年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関西3空港に関する提言(素案)を策定 ・今後、上記の提言(素案)に基づき、関空の利用促進に向け、戦略性を持ったインセンティブとして本事業を活用できるよう、具体的な事業内容について関係者間にて協議・調整を図る <p>21年4月～</p> <p>「便の張り付け」を最優先に、「出入国の拠点空港」に相応しい就航ネットワークの充実、物流ハブ機能の強化、アクセス利便性の向上などを柱に事業を展開(予定)</p>	<p>20年度 0</p> <p>21年度 43</p> <p>22年度 未定</p>	にぎわい創造部 空港戦略室空港推進課		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの 実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
16	4医療費公費負担 助成事業	<p>1 見直しの考え方 本府の現在の財政状況に鑑み、将来的にも持続可能な制度とする観点から可能な負担のあり方について、実施主体である市町村とともに現制度の実態検証を行った上で対応策を考案し、関係機関等との協議・調整を進める。</p> <p>2 見直し内容 患者自己負担(1機関 500円×2/月 1割負担)や所得制限の見直しを基本とし、実施主体である市町村とともに現行制度の検証を行ったうえで見直し内容を検討</p>	平成21年度実施 を目的	<p>20年7月 市町村と共同で「福祉医療費助成制度に関する研究会」を設置</p> <p>20年9月 研究会として利用実態や、1割負担を導入した場合の影響などの分析結果を公表</p> <p>20年11月 研究会として報告書「福祉医療費助成制度のあり方検討論点整理」を公表</p> <p>21年1月 報告書及び府の危機的な財政状況を踏まえ、福祉医療費助成制度見直しについての府としての考え方を公表</p> <p>〔見直し内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療の所得制限 児童手当(特例給付)収入約860万円 児童手当 収入約780万円 ・一部自己負担額 一医療機関あたり500円以内/日(月2日限度) 通院 800円以内/日(月2日限度) 入院 2,500円以内/月 ・その他 救急医療機関における休日・時間外診療時に500円加算 ひと月あたり的一部自己負担上限額2,500円は変更なし <p>21年11月(予定) 制度実施</p>	<p>20年度</p> <p>21年度 553</p> <p>22年度 1,660</p>	健康福祉部 国民健康保険課		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
17	子育て支援関係事業	<p>1 見直しの考え方 平成21年度より廃止、再構築 市町村が地域の実情を踏まえた制度設計を行えるよう、類似の国庫補助事業も活用し、再構築。</p> <p>(国庫補助事業の例) ・地域子育て支援拠点事業623(311)(平成20年度:166箇所) ・こんには赤ちゃん事業 } 市町村が直接国庫を受けて実施 ・育児支援家庭訪問事業 }</p>	平成21年度	(交付金化) 20年8月～ 20年度本格予算で経費を縮減 20年9月～ 交付金制度の原案をとりまとめ、公表(以降、市町村との協議・調整を実施) 21年1月 交付金の総額について、また、地域福祉と子育て支援の分野を一本化した「地域福祉・子育て支援交付金(仮称)」等について市町村と合意 21年4月～ 交付金化		20年度 35 21年度 1,159 22年度 1,159	総務部 地域主権PT 生活文化部 次世代育成支援室 少子対策課 健康福祉部 健康福祉総務課 児童家庭室子育て支援課	
18	救命救急センター運営関係事業	<p>1 見直しの考え方及び見直し内容 救命救急センター運営補助のうち大阪赤十字病院に対する運営補助については、平成20年度で終了 すでに救命救急センターとしての診療報酬算定がなされていること、新たに三次救急医療機関に指定される病院との整合性を図る。救命救急センター運営補助のうち三島救命救急Cに対する単独補助は、当センターが圏域で唯一の三次救急医療機関であることに鑑み継続</p> <p>泉州救命救急センター運営委託 中河内救命救急センター運営委託について、平成20年度から可能な範囲で縮減。 運営形態の見直しについては引き続き検討</p>		(大阪赤十字病院に対する運営補助) 20年度末で終了(21年度予算措置なし) 実施済 (泉州・中河内救命救急センターに係る運営委託) 20年8月～ ・可能な範囲で縮減 ・ただし、21年2月補正予算において、医療スタッフ確保のため、人件費(84百万円)を増額 21年4月～ ・泉州救命救急センターの事務職人件費の削減及び材料費の縮減 ・ただし、医療スタッフの充実のための人件費(74百万円)を増額 (運営形態) 見直しについて、引き続き検討		20年度 103 21年度 160 22年度 165	健康福祉部 保健医療室医療対策課	

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
19	高齢者の生きがい・地域生活支援事業	<p>1 見直しの考え方・実施時期 (1)高齢者に対する生きがい(活動)支援のうち、(ア)高齢者大学アクティブシニア事業及びシルバードバイザー養成事業については、平成21年度廃止、(イ)アクティブシニアあふれる大阪構想事業については、特定財源で実施 (ア事業)受益者負担の範囲で実施。なお、平成20年度は大幅な経費縮減を行う。 (イ事業)一般財源の負担が生じない方法で実施。</p> <p>(2)高齢者在宅生活総合支援事業は平成21年度に事業廃止。平成20年度は大幅な経費縮減を行う。 (高齢者住宅改造助成事業は暫定予算限り、高齢者コミュニティワーカー地域支援事業は、平成20年事業廃止) 介護保険対象外の高齢者へのサービスは、平成18年度に制度化された地域支援事業(府の義務負担を伴う国制度)の範囲内で市町村が事業内容・規模を任意で判断し実施 街かどデイハウス事業は、平成21年度から介護予防に関する取組みを国事業に移行することで、補助率見直し等制度を再構築。 (3)軽費老人ホーム事務費補助金事業は平成20年8月から一部加算廃止 入所者負担に直接影響しない施設に対する加算(施設機能加算等)を廃止。</p>	(1)(ア)は20・21年度	(高齢者に対する生きがい(活動)支援)			健康福祉部 高齢介護室介護支援課・施設課	
			(2)高齢者在宅生活総合支援事業は20・21年度	(高齢者在宅生活総合支援事業)	20年度 経費の縮減及び事業廃止を方針決定 21年度～ 事業廃止	20年度 369 21年度 683		
			(2)街かどデイハウス支援事業は21年度から	(街かどデイハウス支援事業)	20年10月 ・新たな補助制度詳細を市町村に説明済 ・21年度から市町村において介護予防の取組みが充実するよう、街デスタッフ研修、マニュアルを作成 21年4月～ 補助率を見直し、再構築	22年度 683		
			(3)は20年度	(軽費老人ホーム事務費補助金事業)	・民間施設給与等改善費基本分以外の各種加算について、20年8月以降廃止することを決定、各施設に通知 ・20年7月 府所管の軽費老人ホーム全施設を対象とした説明会を開催し、見直しについて説明済	実施済		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
20	地域見守り・コーディネーター関係事業	<p>1 見直しの考え方及び内容 各事業(「コミュニティソーシャルワーク機能」配置促進事業費補助金、小地域ネットワーク活動推進事業補助金、高齢者医療・健康・福祉サポート機能等支援事業、障がい者生活支援センター・パワーアップ事業、障がい者サービス利用サポート事業)は平成21年度から廃止 * は、市町村と調整の上、平成21年度から市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるよう制度を再構築。 * 相談員による在宅高齢者等へのサポート(社会貢献基金の貸付け事務など)、地域における相談支援体制を強化する事業 5年間で府の役割が終了 * 平成20年度は事業費を10%縮減。 (を除く)</p>	平成21年度から	(左記 の事業)				
				20年9月～ 交付金制度の原案をとりまとめ、公表(以降、市町村との協議・調整を実施) 21年1月 交付金の総額について、また、地域福祉と子育て支援の分野を一本化した「地域福祉・子育て支援交付金(仮称)」等について市町村と合意 21年4月～ 交付金化			20年度 66 0 11 0 7 合計 84	
				(左記 の事業)			21年度 546 325 168 22 42 合計 1,103	健康福祉部 健康福祉総務課 地域福祉推進室地 域福祉課、 高齢介護室介護支 援課、 障がい保健福祉室 地域生活支援課
				20年度 事業廃止に向け、関係機関と調整 21年度～ 事業廃止			22年度 546 325 168 22 42 合計 1,103	
				(左記 の事業)				
				20年度末 府として役割は終了			合計 1,103	
								実施済

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
21	障がい者就労支援関係事業	<p>1 見直しの考え方 (1)就労支援関係事業は平成21年度廃止・再構築(企業開拓強化事業、職場実習強化事業は平成20年度10%減、職場定着支援強化事業は平成20年度から廃止) 障がい者就労支援事業は、ハローワーク等との役割分担を踏まえ、国庫補助事業(就業・生活支援センター事業)等を活用しながら、労働、教育政策等の関連事業との関係整理を行い、再構築。 就業・生活支援センター事業(国庫補助事業): 84(42) 18箇所、障がい者の地域における就労・生活支援の充実を図る</p> <p>(2) ITステーション関係事業は平成20年8月～見直し大阪府ITステーション関係事業は平成21年度から公募制を導入。平成20年度は経費の縮減を行う。(55百万円)</p>	平成20年8月	<p>(就労支援関係事業)</p> <p>20年8月 企業開拓強化事業及び 職場実習強化事業は20年度10%減、 職場定着支援強化事業は20年度からの廃止を決定 20年7月～10月 教育委員会・商工労働部との3者による検討ワーキング(3回) 20年11月 再構築案中間報告 21年4月～ 再構築</p> <p>(ITステーション関係事業)</p> <p>20年8月 補助金及び委託料で計55百万円の経費縮減を決定 20年10月 公募概要案を決定 実施済 20年11月 公募開始 21年2月 委託候補者の決定</p>	<p>20年度 57</p> <p>21年度 97</p> <p>22年度 97</p>	健康福祉部 障がい保健福祉室 自立支援課		
22	障がい者福祉作業所運営助成事業	<p>1 見直しの考え方及び見直し内容 障害者自立支援法施行前に開設された作業所は、平成23年度まで補助。 法施行後に開設された作業所は設立後5年間補助。 (参考) 旧法体系の施設は、平成23年度までに自立支援法体系のいずれかのサービス提供を行う事業所に移行</p>	平成20年8月	<p>・23年度まで補助を実施 ・20年度～ 円滑な移行に向けて、基金事業を用いた様々な支援策を実施</p>	<p>20年度 0</p> <p>21年度 0</p> <p>22年度 0</p>	健康福祉部 障がい保健福祉室 施設福祉課		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
23	病院事業費負担金・病院事業貸付金	<p>1 見直しの考え方及び内容</p> <p>(1) 負担金 平成20、21年度は、中期計画達成(不良債務解消)に影響を与えないことを前提に最大限の経営努力により額を縮減 H20: 260百万円、H21: 340百万円</p> <p>(2) 貸付金 平成20、21年度は、10%の経費縮減 但し、20年度の母子センターの耐震工事は縮減対象外 (事業費 H20: 225百万円、H21: 225百万円)</p>	平成20、21年度の2ヶ年	<p>(20年度負担金・貸付金)</p> <p>20年8月～ 見直し案どおり縮減を実施 実施済</p> <p>(21年度負担金・貸付金)</p> <p>21年4月～ 見直し案どおり縮減を実施</p>			<p>20年度 260</p> <p>21年度 340</p> <p>22年度</p>	健康福祉部 病院事業課
24	地域就労支援事業	<p>1 見直しの考え方 平成14年度の制度導入後、既に6年を経過しているが、相談人数あたりの補助コストが約2.8万円/件、就労者あたりの補助コストが約13万円/人と割高であり、廃止を求める。 (コストは、H20通年見込額を 相談実人数、就労者で除したもの)</p> <p>2 見直し内容 本補助金としては廃止し、他の市町村向けの相談事業補助金と併せて交付金制度を創設。 市町村の担当者に対する人材養成事業は別途実施</p>	平成20年8月	<p>20年9月 地域就労支援事業をはじめとする4つの相談事業について、個々の相談事業としては廃止し、市町村が地域の実情と住民ニーズに沿った取組ができるよう交付金化</p> <p>20年12月 次年度以降の同交付金制度のあり方等について市町村に説明 実施済</p>			<p>20年度 93</p> <p>21年度 93</p> <p>22年度 93</p>	<p>総務部 地域主権PT</p> <p>商工労働部 雇用推進室雇用対策課</p>

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
25	小規模事業経営支援事業費補助金	<p>1 見直しの考え方 相談件数に対する補助コストが高く(約1.7万円/件)、また、人件費補助中心となっている現状を踏まえ、補助制度を事業費補助に抜本的に見直し、小規模事業者等のニーズを踏まえた事業として再構築を行う。 (コストは、H20通年見込額を 相談指導件数で除したもの)</p> <p>2 見直し内容 補助制度の見直しを行うことにより、事業費の縮減を図る。 ・平成20年度は人件費 12%、事業費 20% 平成21年度は 20% 補助制度の抜本的見直し ・人件費補助から事業費補助に転換 ・事業目標の設定と評価の仕組みの導入(第三者評価委員会の設置、PDCAサイクルの導入) 実績に応じた補助に</p>	平成20年8月	(補助制度の抜本的見直し)			20年度 217	商工労働部 商工振興室経営支援課
				<p>20年8月～ ・新しい補助制度による事業実施 ・人件費補助から事業費補助に転換 ・事業目標を設定し、第三者委員会を設置してPDCAサイクルを導入</p> <p style="text-align: right;">実施済</p> <p>(補助制度の改善及び事後の事業評価)</p> <p>20年8月 21年5月 事業者ニーズ調査実施中 評価委員会を開催(20年度事業の事後報告を受け、事業評価を行う)</p> <p>20年12月 評価委員会を開催(中間報告)</p> <p>(事業費の縮減)</p> <p>20年8月～ 20年度については、人件費12%、事業費20%縮減 21年4月～ 21年度については、全事業費の20%縮減</p>				
26	企業立地促進補助金	<p>1 見直しの考え方 ・大規模な立地があった場合の巨額の財政負担 ・法人事業税の税制改正 など を踏まえ、負担軽減を図るため補助制度見直しを図る。</p> <p>2 見直し内容 ・先端産業補助金について、1地域あたり(産業拠点ごと)の補助額を150億円上限とする。 ・メニューを特化し、新規事業補助金等を廃止。 ・中小企業等投資促進補助の予算枠管理 ・現行補助制度の時限設定(～平成22年度)</p>	平成20年8月	(補助制度の見直し等)			20年度 145	商工労働部 産業労働企画室企業誘致推進課
<p>20年8月～ 見直し案どおり 補助要綱等を改正し、施行済み 22年度まで 予算の範囲内で執行を管理</p>			21年度 209	22年度 40				

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
27	家畜保健衛生所再編整備事業費	1 見直しの考え方・内容 財政状況に鑑み、平成20年度は着工見送り。 着工に係る事前準備が行えるよう、債務負担行為(0債)を設定する。	平成20年度	20年4月～6月 財政状況に鑑み、施設建設時期を再検討 20年7月 債務負担行為(0債)を設定 (21年4月着工予定、22年4月供用開始予定)		実施済	20年度 362 21年度 0 22年度 0	環境農林水産部 動物愛護畜産課
28	廃棄物処理対策整備推進事業	1 見直しの考え方 ・魚あらは事業系一般廃棄物(排出者に処理責任、市町村が総括的責任)であり、府は市町村等の連携が円滑に進むよう仲介的役割を担うに止まるべき 2 見直し内容 協議会の運営経費のみ負担 魚あら処理委託料等への府負担の廃止 調査委託に関し府負担なし	平成20年度	(協議会の運営経費、魚あら処理委託料、調査委託料等) 20年6月 全市町村に対し府が処理委託料・調査委託料を負担せず、仲介的役割のみを担うことを説明 20年7月 協議会で運営経費の予算承認 20年9月 協議会に負担金(事務費)を支出 (魚あら処理委託スキームの検討)		実施済	20年度 1 21年度 1 22年度 1	環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
29	安威川ダム、槇尾川ダム事業	安威川ダム・槇尾川ダム事業(共通) 1 見直しの考え方 財政状況に鑑み、事業スピードを見直す (主要プロジェクトとして点検) 安威川ダム事業 2 見直し内容 平成21年度は、本体着工(事業費:約400億円 (H21~H28))を見送り 槇尾川ダム事業 2 見直し内容 平成20年度は、本体着工(事業費:36.8億円 (H20~H26))を見送り	安威川ダム事業 平成21年度	21年度 見直し案どおり見送り		20年度 4	都市整備部 河川室ダム砂防課	
			槇尾川ダム事業 平成20年度	20年度 見直し案どおり見送り	実施済	21年度 77 22年度		
30	泉佐野丘陵緑地整備事業	1 見直しの考え方 財政状況に鑑み、事業見直し。 2 見直し内容 ・平成20年度は、実施設計及び整備工事を見送り。 ・民間の協力も含めた整備手法について検討するため、運営会議を設置。	平成20年度	(実施設計等)			都市整備部 公園課	
				20年度 見直し案どおり見送り	実施済	20年度 30		
				(運営会議)				21年度 8
				20年8月~ 見直し案どおり運営会議設置。継続して運営会議を実施	実施済	22年度 20		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課	
				検討	方針決定等	実施			
31	府営住宅(建替え、管理等)	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化、持続可能性の点検 ・長期的に見た管理戸数については、今後の社会情勢の変化に応じて、適切に見直すことが必要(団地の統廃合、住棟単位での経営廃止等) ・家賃の減免制度については、国の家賃制度改正(平成21年4月施行)に合わせて見直し <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理費の縮減(10%) ・公社人件費の縮減、経営合理化(コスト縮減、入札等) ・指定管理者制度(公募型)をモデル実施【平成22年度中】 ・計画修繕 ・平成20～22年度の計画修繕は、現状の実施規模を維持したうえで、地方負担ベースで20%削減を実施 ・建替え整備 ・平成20～22年度の建替えは、地方負担ベースで20%削減を実施 ・府営住宅整備基金の活用 ・平成20～22年度まで計画修繕の地方負担ベースの20%相当に基金を充当することにより、現状の実施規模を維持する。なお、平成20年度に限り、建替(直接建設)及び計画修繕についてさらに基金を活用 ・*府営住宅整備基金 ・同住宅用地の売却益を将来の整備財源として積立 ・減免制度 セーフティネットに相応しいものに再構築【平成21年度中】 	平成20年度 (管理費の縮減)	(管理費の縮減(10%))	20年8月～ 縮減を実施	→	実施済	20年度 【建設】 469 【管理】 965 21年度 【管理】 1,358 22年度 【管理】 1,506	住宅まちづくり部 住宅経営室 住宅企画課 住宅整備課 住宅管理課
			平成22年度 (指定管理者)	(管理費の縮減 指定管理者制度のモデル実施)	21年4月～ 大阪府営住宅条例の一部改正 を施行予定	→	・21年度 公募予定 ・22年度前期からの実施をめざす		
			平成20年度 (計画修繕・建替え整備)	(計画修繕・建替え整備)	20年8月～ 削減を実施	→	実施済		
			平成20年度 (府営住宅整備基金の活用)	(府営住宅整備基金の活用)	・20年8月～ 基金を活用 ・21年度においても、20年度と同様、建替(直接建設)及び計画修繕についてさらに基金を活用	→			
			平成21年度 (減免制度)	(減免制度)	21年4月～ 国の家賃制度改正、生活保護基準との整合性、府営住宅以外の居住者等との公平性などの観点から見直し、実施	→			

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
32	密集住宅市街地整備促進補助金	<p>1 見直しの考え方 府と市町村の役割分担を明確にし、府が補助を行う意義や必要性を精査。</p> <p>2 見直し内容 ・市町村との役割分担の観点から、府が補助する事業箇所を防災機能の強化に効果的な箇所に限定・重点化。 密集市街地の整備については、防災機能の強化を図るため、併せて、他の既存制度(土地区画整理・再開発等)や各種規制・誘導策、財団法人大阪府都市整備推進センターの活用等により、効果的な事業の実施に努める。</p>	平成20年度			<p>20年8月 補助金の対象を防災機能の強化に効果的な箇所に限定・重点化して実施</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	<p>20年度 88</p> <p>21年度 88</p> <p>22年度 88</p>	住宅まちづくり部 市街地整備課
33	箕面森町(箕面北部丘陵整備事業会計繰出金)	<p>1 見直しの考え方 ・第1区域は、引き続き事業の完成をめざす。但し、財政状況に鑑み、住民生活に最大限配慮しつつ、工事の実施時期を精査。 ・第2区域は、民間地権者により開発。 ・第3区域(施設誘致地区)は、新名神高速道路の残土受入に伴い、西日本高速道路(株)が粗造成を実施。府は当該区域の施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を精査の上、粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断。</p> <p>2 見直し内容 ・第1区域は、森林公園等整備工事を当面見合わせるのと同時に、平成20年度の工事発注時期を精査。 ・職員給、維持管理費、事務費等の縮減(全庁方針に沿った対応)</p>	平成20年度(平成21年度以降の効果額は今後精査)	<p>(工事の見合わせ等)</p> <p>・森林公園の整備工事を見合わせ、平成20年度工事の実施時期を精査 ・平成21年度当初予算で住民生活等に必要不可欠な工事等に限定し計上</p> <p style="text-align: right;">実施済</p> <p>(第1区域の着実な事業進捗)</p> <p>→</p> <p>PFI事業者とともに進捗管理を適宜実施し、見通しどおり進まない場合には、速やかな原因分析により対策を講じ、あわせて住民生活に最大限配慮しつつ、一部事業の後送り等の見直し策を検討していく</p> <p>(職員給、維持管理費、事務費等の縮減)</p> <p>→</p> <p>全庁方針に沿って縮減済み</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>	<p>20年度 541</p> <p>21年度</p> <p>22年度</p>	住宅まちづくり部 箕面整備事務所		

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
34	警察官定数(政令定数外)	<p>1 見直しの考え方 府民の安心安全を確保する観点から、今後も警察官の再配置等による業務執行体制の見直しに努める。</p> <p>2 見直し内容 ・警察官単独定数 警察官単独定数を維持する。引き続き、現場で直接治安維持に当たる警察官の確保に努める。 ・警察専門嘱託員 一層の効率的・効果的な配置に努めることにより、同嘱託員数を縮減(平成22年度までに1020人に縮減) 〔19年度1,080人、20年度1,067人 22年度1,020人〕 (報酬月額、全庁方針に沿い平成20年8月から5.5%) 引き続き更なる経費の縮減に取り組む</p>	平成21年度	<p>(警察官単独定数)</p> <p>定数を維持</p> <p>(警察専門嘱託員の縮減)</p> <p>22年度1,020人へ向け、21年度の警察専門嘱託員数を1,067人から1,053人に縮減</p>	<p>→</p> <p>実施済</p> <p>→</p>	<p>20年度 93</p> <p>21年度 242</p> <p>22年度 318</p>	府警本部 警務部警務課	
35	警察施設(署、交番等)の建替え等	<p>1 見直しの考え方 ・当面、計画の一部見合わせや執行方法の変更(保有資産の処分など財源確保方を検討)</p> <p>2 見直し内容 ・第二枚方署(仮称)は予定どおり、平成20年度に基本設計に着手 ・それ以降の建替え等は保有資産の処分などの財源確保方策及び財政状況の改善等を見極めたうえで判断。 ・布施署、女性専用留置施設はすでに実施設計済みであり、それぞれ、老朽・狭隘化の状況や留置施設の慢性的過密状態を考慮し、計画どおり推進。 ・布施署用地について、府水道部からの有償取得(約11億円)を取り止め、賃借(平年ベース約2,800万円)とする。 ・交番の整備等は、全庁方針に沿い、平成20年度は事業費を2割縮減する。</p>	平成20年度(平成21年度以降の取扱いは改めて判断)	<p>→</p> <p>・20年8月 布施警察署建設工事入札契約手続きに着手 建設用地については、有償取得から賃借に変更 交番の整備等は、事業費を20%縮減</p> <p>・20年9月 第二枚方警察署(仮称)基本設計着手 女性専用留置施設 建設工事着工 ・それ以降の建替え等は保有資産の処分などの財源確保方策及び財政状況の改善等を見極めたうえで判断</p>	<p>→</p>	<p>20年度 353</p> <p>21年度 26</p> <p>22年度 8</p>	府警本部 総務部施設課	

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
36	教育関係非常勤職員費	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場における教育諸課題に対しては、基本的に標準法定数に基づく教職員で対応。 ・授業を担当しない教育専門員の制度は廃止。 <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別嘱託員・若年特別嘱託員 ・単価について、5.5%縮減 ・特別嘱託員・若年特別嘱託員の授業への一層の活用を検討 教育専門員 ・単価について、5.5%縮減 ・制度廃止(新規任用しない) 	<p>特別嘱託員・若年特別嘱託員：平成20年8月</p> <p>教育専門員：平成20年8月(単価縮減)</p> <p>平成21年4月(新規任用しない)</p>	<p>(特嘱・若特の単価)</p> <p>20年8月 単価改定を実施</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			<p>20年度 367</p> <p>21年度 595</p> <p>22年度 765</p>	<p>教育委員会事務局 教職員室教職員人事課</p>
				<p>(特嘱・若特の活用検討)</p> <p>20年10月 学校ごとの状況を踏まえ、今後、授業に一層の活用</p> <p>20年12月 特嘱・若特については、授業だけでなく様々な教育課題に対応していることから、一律に、授業時間数を増やすことは困難であるが、各校の実情に応じて授業時間を受け持つよう要請</p> <p>(教育専門員)</p> <p>20年7月 21年度に新規任用しないことを決定</p> <p>20年8月 単価改定を実施</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>				

番号	事業名	プログラム(案)の見直し内容	見直しの実施時期	具体的な取組内容及び今後の状況			効果額(百万円) (一般財源ベース)	担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施		
37	時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費	<p>1 見直しの考え方 ・時間講師は、事業総量抑制の観点から、縮減。 ・定数代替等は、標準法を超過していた定数を削減した代替措置などであり、今後の校務の効率化等を検討し見直し。</p> <p>2 見直し内容 時間講師 ・効率的な執行等により、16%縮減 (平成20年度は6%縮減) 活用目的は時間数総量の中で優先順位付け。 教務事務補助員等 ・平成20年度 10%縮減し、20年度末で廃止。 (除く病休代替等) ・校務員削減代替は、平成20年度10%縮減し、21年4月で一般管理費と統合。</p>	<p>時間講師 平成20年8月(6%縮減)、平成21年度(16%縮減) 教務事務補助員等 平成20年8月(10%縮減)、平成21年3月末(全廃)</p>	<p>(時間講師)</p> <p>20年8月 20年度6%縮減を実施 実施済</p> <p>20年9月 効率的な執行に向けた検討開始</p> <p>21年2月 効率的な執行等により、21年度16%縮減を決定</p> <p>21年4月 縮減を実施</p> <p>(教務事務補助員等)</p> <p>20年8月 20年度10%縮減を決定 実施済</p> <p>20年11月 制度廃止を決定</p> <p>(校務員削減代替の一般管理費との統合)</p> <p>20年9月 統合に向けた検討開始 実施済</p> <p>21年2月 一般管理費との統合を決定</p>	<p>20年度 394</p> <p>21年度 1,774</p> <p>22年度 1,774</p>	<p>教育委員会事務局 教職員室教職員人事課</p>		
38	35人学級編制	<p>1 見直しの考え方・内容 小学校1・2年生において35人を基準とした少人数学級編制を行うこととするが、平成21年度以降、国加配定数の活用により、単独加配371人の削減(縮減)を行い府負担の軽減を図るとともに、学習集団としての適正規模の確保について検討する。</p>	<p>平成21年度から</p>	<p>(単独加配の削減)</p> <p>20年10月 府単独加配定数の見直しについては、国が新たに措置する定数の状況を踏まえて検討</p> <p>(適正規模の確保)</p> <p>20年12月～ 学習集団としての適正規模について、1学級の児童数が20人以下となる小学校を訪問し、合同授業などの指導効果をあげる取組み事例等を把握する</p>	<p>21年度～ 府負担の軽減を図るため、引き続き国へ加配定数を要望するとともに、その確保に努める</p>	<p>20年度 0</p> <p>21年度 0</p> <p>22年度</p>	<p>教育委員会事務局 教職員室教職員人事課 市町村教育室小中学校課</p>	